

(基調講演一 配布資料)

「公文書を語る」今、公文書が危ない」

高野 修

はじめに

札幌市において、公文書館設置のために着々と準備が進められていることは誠に喜ばしい。そこで私の限られた経験から公文書保存の必要性について述べてみたいと思います。つぎに紹介するのは『藤澤市史研究 四』に圭室文雄先生の論文であります。

行政資料散失の現状について考えてみよう。藤沢市役所の書庫には明治以降の資料が収蔵されているが、これ迄この書庫の管理は必ずしも充分であったとはいえない。なぜならば、収蔵書目録に記載されているものが現実には書庫に入っていないか、あるいは担当者の手元に残されていたり、あるいは借出者の手から廃棄されたりしたものとと思われる。これは書庫の資料の管理をするのではなく、鍵の管理に終わっている点に問題がある。

藤沢市の書庫から資料がかなりなくなった時期はいくつか考えられるが、その第一段階は町村合併の時期に収蔵庫の資料が多量に廃棄されている。このときは明治以降の行政資料もかなり廃棄された様である。第二段階は藤沢市役所の書類

の形式が統一された時期であろう。このとき規格外のものがかなり整理されている。もちろん無限定に資料を保存しろという要求を出しているつもりではない。しかしながら資料の保存の存否の権限が担当者ににぎられている点に問題がある。資料は一応すべて文書館に入れられ、専門研究者の手によってその採用の可否を決めるべきであろう。

これまでの市当局の歴史的資料保存に対する姿勢にも問題があったのではなからうか。土地開発に対する市民の批判に対して、一方で歴史的城郭保存地を少しばかり確保し、一見歴史的風土保存、自然環境保存をするかのような幻想を与えてきた点である。市民一人一人が大庭の山に木を植え自然を大切にす市民意識をもたせるなどと、けちなことをいう筋合いではあるまい。最初から歴史的風土に手をつけなければ、緑の自然環境を破壊することもなかったはずであるし、かりに今私どもが小さな木を植樹したところで、恐らく五十年後においても開発以前の森や林に自生した木にはおよばないであろう。(中略)

過去の市町村郡県史に対する反省もせねばなるまい。市町

村郡県史の目録を作成して、気がつくことは、大正丁昭和初年にかけて、全国的にそれぞれの地方で歴史が編纂されていることである。しかもこのときかなりの古文書、公文書が調査され把握されていることもあきらかである。ところがこのとき蒐集された史料は、ほとんどまとまった形では残されていない。もちろん幾つかの理由は考えられる。第一は史料返却後所蔵者の手元で整理されたケース、第二は借上げた際に処分したケース、第三は地震、火災などの災害により失われたケース等が考えられるが、このとき各地に文書館が建てられていけば、このようなことはふせげたかと思う。

と、圭室先生は指摘されている。藤澤市に文書館を設置しようという機運はこの論文からスタートしたのである。この論文を作成するにあたって、圭室先生と阿部征寛君と私の三人が喫茶店に籠もって作文したことを思い出す。今から三八年前のことです。

さらに設立の際に問題となったことについて若干箇条書きに述べておく。

- 一 市職員にアーカイブズに対する認識がなかったということ、ために、公文書は作成し た課のものという認識が強く、他課の職員の手へ渡すことなど考えられなかった
- 二 公文書の保存・廃棄は担当課で行っていた

三 文書課の書庫は狭く、職員も少なく、文書管理のための職員はいない

四 文書課から文書管理・保存業務を文書館に移すことの困難

五 市長・助役・市議会議員の理解を得ること

六 地域住民（史料所蔵者等）の理解を得ること

七 公文書を文書館に移しての効果が大きいことの証明、

（例）史料検索の時間等

八 市役所職員への広報と理解を得ること

九 市民への広報、その利便性を訴え、理解を得ること

一 歴史資料保存の必要性―公文書は誰のもの

政府の諸官庁、および地方自治体などの公的機関、大学、研究所などの教育研究機関、さらに宗教団体、企業その他諸個人が、その業務を執行する上で必要とされる文書・記録を保管・保存することの必要性はなんだろうか。それは保管・保存された文書・記録がそれらの母体の諸活動の忠実な反映であるからに他ならないからである。それ故にまた保管・保存された文書の信憑性はきわめて高いと云わなくてはならない。公文書・私文書を問わず、こうした価値を有する文書・記録を私どもは記録史料または歴史資料と呼んでいる。最近ではNHKアーカイブズが有名になり

ました。これは一定の公共性を持つ機関や団体は、自らの文書館を設けるべきであるということを認識されてきた現われであろう。かつて山口県文書館の北川健さんは、文書館の三位(み) 一体主義と云って、文書館というのは「三つの み」、つまり、「みずからが、みずからの」文書記録を、あまねく「みんなのために」、遠く「みらいにむけて」保存し公開する施設であると。表現された。

この歴史資料を保存するという考え方は、資料を消滅して来た行政側にとつても、また歴史研究者の側にとつても大きな痛手であったはずですが、なぜか明治末期から第二次大戦による敗戦まで具体的な保存手段をとられることなく来たということは、わが国における民主主義社会の実現を妨げた大きな要因であり、学問研究の上でも、実証的な研究が出来なかつたという点において、暗黒時代であつたと云つてよいのではないでしょうか。

わが国における史料保存の歴史について、ここで述べることは時間の関係で不可能ですが、過去において、寺院は記録史料を保存するのにもっとも積極的であつた。国宝に指定された「東寺百合文書」の場合には、約三万通をこえる文書があるが、長保二年(一〇〇〇)十一月に南北両室蔵が焼失したときに、そこに納められていた文書を失つたという記録がありますが、その後は、塔や伽藍は何度か火

災にあつてはいるが、文書はその被害から免れてきたということである。しかも鎌倉時代になりますと文書類は皮袋や手文庫に納められて御影堂に保管され、そこで御影堂聖人(三聖人)によつて文書が保管されていたのです。これは東大寺の場合にも同様でした。また高野山にも文書等多数の寺院文書が残されており、これらの史料は今お話ししましたように偶然に残されたのではなく、残るべくして残されたと云つてよいのではないのでしょうか。御影堂や本堂において保存されたのです。

そこで思い出すことがあります。それはチベットを訪れた時のことです。とくに有名なポタラ宮殿に入ったときに、そしてこれはポタラ宮殿だけではなく、チベットの寺院のすべてといつてよいでしょうが文書が保存されていたのです。もちろん寺院には本尊さんがありますが、その本尊を取り囲むように文献が三、五メートルの高さの書架に保存されているのです。それらの寺院の中で廃寺となつた寺院文書は、現在ではチベット档案館に移管されて保存されております。

さて、こうした寺院での文書記録保存は、何もチベットだけのことではなく、イスラエル、ギリシャ、ローマ等においても同様であり、寺院記録室と呼ばれております。さきほど申しましたように、わが国でも中世まではこのよ

うな状態で、記録史料は保存されていたのです。寺院では香を焚きます、チベットではヤク牛の油ですが、それらの煙が記録史料を虫等から保護しているのです。つまり燻蒸の役割を持っているのです。と同時に寺院は不入の特権を持っていますから、外部から侵害されることがほとんどないと言つてよいでしょう。でも織田信長のように比叡山を焼き払う不心得者もおります。私の住んでおります藤沢には一遍を宗祖とする時宗教団の総本山である清浄光寺、俗に遊行寺と云いますがこの寺は、小田原の北条早雲によって永正十年（一五二三）焼き払われており、そののち九四一年間再建が許されなかった時代があります。約一世紀も寺院の再建が許されなかったのです。しかし、このような例は少なく、基本的には寺院は人々の信仰心によって護られていたと云つてよいのではないのでしょうか。

ここで興味あるお話をいたしましょう。十六世紀の後半に、三〇年間ほど日本に滞在し、織田信長、豊臣秀吉をはじめとする為政者から、名もなき庶民に至るまで、広く各階層の人々と交渉をもったポルトガル人の宣教師ルイス・フロイスの報告書と著述についてであります。報告書は日本イエズス会の公式年次報告とも云うべきものですから、当時のわが国についての貴重な記録といつてよいでしょう。また著述である『日本史』は、現在翻訳されて中央公論社

から一二巻ほど刊行されておりますが、十六世紀の日本史研究にとつての重要文献として高く評価されております。

この原稿はマカオの文書館に保存されておりましたが、一八世紀になつて再発見されて写本が作成されております。ただ残念なことにポルトガルとスペイン両国政府がイエズスを弾圧するという事件があつて写本の作成された後に原稿は失われてしまいました。しかし、写本が保存されておりますので私どもはその翻刻によつて一六世紀の日本の歴史を知ることが出来るのです。

私の限られた知識で見聞した欧米先進国では、国や州、市町村などの地方公共団体は言うまでもなく、多くの企業なかでも銀行、そして教会、政党、組合、大学、病院などがみずからの社会的責任から公開の文書館を設けています。

二 市町村の資料保存と文書管理の現状

地方自治体における公文書保存と文書管理の実態について、藤沢市を例に説明しましょう。文書館が設置される以前は、文書課が文書の集中管理をしているので、文書はできるだけ作成した原課には置いておかないシステムとなつていた。ところが文書課の書庫は市の職員ならだれでも自由に出入りできる。圭室先生の説明にもありましたように、ただ鍵があり、文書課がその鍵を保管しているので、利用

したい場合には文書課に行く。そこには大学ノートが用意されていて、幾つかある合鍵の一つを借りてノートに利用者名と日付、鍵の番号を記入すれば利用できる。しかも書庫は本庁舎の建物とは別に建っており、専任の管理者は誰もいない。もちろん書庫の内部は乱雑で、利用したい公文書を探すのにはかなりの時間を要する。公文書を持出す場合には、これも書庫内の大学ノートに記入すればよろしい。誰も監視していなければ記入する必要もない。実際ノートはいつも白紙であった。

さらに保存書庫が、公文書によって収納能力をオーバーした場合には、必要な書庫を増設するなり、公文書のマイクロー化を考慮すべきであるのに、文書の廃棄という一番避けなければならない問題を、一番最初に安易に行っていた。書庫の収容能力に合わせて文書を保管し保存していくという、行政側に公文書が地域社会の知的生産物であり、地域社会の活動を多様な角度から点検整備していく上でのよりどころとなるものであるという認識の欠如があった(『地域文書館論』公文書保存の理念と文書館一〇二頁)。

藤沢市の場合には例外なのであるか。実際には何処も同じような実態であったということを、ここでは述べて置くことに止める。それではこれまで、多くの地方自治体が公文書管理の重要性を認識しながらも手をつけられなかった

理由を考えてみよう。

文書管理の改善の成果を目に見えるかたちで、あるいは数量的に示すことが難しい。

文書管理の改善は全職員を対象とする大事業である。

コストをかけ文書管理改善に取り組んだとしても必ずしも成功する保証がない。

現状でも業務は遂行可能であり、文書管理を改善しなければならぬという必然性に対する共通認識を得難い。

公務員の体質として、文書管理担当課(者)に対して、他課(者)からの意見を述べることはタブーとされていた。

以上五点を益田宏明著『情報公開の現状と課題』(一九九九・九刊)から列挙したが、ここで問題なのは「いままで何年間も同じ方法で文書管理を行なって来たのに、問題がなかったではないか」ということであります。問題がなかったのではなく、むしろ公開を拒否してきたのではないだろうか。しかし、情報公開条例によって、その状況は大きくかわった。それは、住民からの強い要望によって成立した情報公開条例が適切な文書管理を求めているからです。つぎに、わが国の近現代資料の管理・保存の実態をみてみることにしよう。

三 史料保存の実態

近現代社会は、さまざまな組織から成り立っている。あの組織は営利を目的に、他の組織は非営利を目的にその性格は多様である。しかし、どのような組織にしても、その組織上の性格によって、作成される文書は確実にその組織を反映したものとなっている。とくに明治以降の教育の普及は、江戸時代以上に識字力が向上し、識字率も高まったことにより、多種多様の文書記録が残され、さらに刊行されもした。

地域史料は主として旧村役人の家に遺されている。これらの史料は、郷土の歴史を知る上で貴重なものです。自治体史編纂では、地域に腰を据え、そこに伝存しているすべての史料を調査し、整理したうえで複眼的視野から史料を検討し、速断をさけ、十分吟味を加える研究方法をとるべきである。

しかも地域史料の保存の実態は、最初から近世文書とか近現代文書として区別されて保存されている例は少ない。むしろこれらの史料は混ぜりあつて保存されている場合が多いのである。しかも近現代文書の場合には近世文書とは違つて、書かれている用紙が酸性紙の場合が多くなっている。つまり用紙が酸化していることが多いのである。近現代文書の保存について大変示唆に富んだ例として、小松論文を引用させていただこう。

県の行政文書では、長野県立歴史館保存の長野県行政文書全体の中で、「明治・大正の平均保存冊数に対して、昭和は約三分の一程度に減っている」としている。しかも、一九四五年（昭和二十）前後の保存状況は、極端に落ち込んでいる。その理由は戦争激化での物資不足によるところも大きい。戦後連合軍による日本占領がおこなわれようとする直前の措置としてとられた「機密重要書類の焼却」の指示（二十年八月十八日に出された）による大きい。その結果、県庁の行政文書は特高課の史料など万単位ともいわれる数が、機密書類として一週間にわたり裾花川で焼却されてしまったのである。「具体的に、県政および市町村制や公立関係で焼却したり隠匿した文書の一覧や冊数は不明である」「こうした処置に対して、連合軍は文書の公式保存所への返還や焼却した書類の写しを確保するなど、行政文書の保存命令を出し、その愚行に警告を発している」。

さて、小松論文で引用されている「機密重要書類焼却ノ件」と題する通知文は、松本市史編さんの旧役場文書の整理作業のなかから発見された「昭和二十年庶務関係書類綴東筑摩郡今井村役場文書に綴られていたものである。その全文はつぎのようである。

昭和二十年八月十八日

松筑地方事務所長

各町村長殿

機密重要書類焼却ノ件

各種機密書類、物動関係書類、其ノ他国力判定

ノ基トナル如キ数字アル文書（統計印刷物等）並ニ之等

台帳等ハ此際速ニ焼却シ、特ニ保存アルモノハ所轄官庁

ニ打合ノ上隠徳（匿）スル等適宜ノ措置ヲ講ゼラレ度、

尚本件ニ関シ貴管内中等学校、国民学校等ニモ

適宜ノ方法ニ依リ周知セシメタルト共ニ本文書ハ前記

書類ト共ニ焼却相成度

（松本市文書館所蔵）

なお、同文書には「秘 親展 至急」の朱印がおされている。また連合軍が「書類の公式保存所への返還や焼却した書類の写しを確保するなど、行政文書の保存命令を出し、その愚行に警告を発している」のは注目されよう。これに関して、私は「とくに占領当時の史料は、逆に言うと日本で史料を探しているよりも、アメリカで史料を調べた方が効率がよい」と書いたことがあるが、戦中の兵事関係史料の調査においても同じことがいえる。

「機密重要書類焼却ノ件」通知書が、「前記書類ト共ニ焼却相成度」と明記されているのに焼却されることなく保

存されたということが、文書館の使命なのではないだろうか。記録史料を保存するということは、どのようなことを意味するのかの解答が、この通知書を保存した行為に示されている。

四 史料調査と保存

史料調査については、恣意的に史料をかきまわし、現状をいちじるしく破壊してはならないし、また恣意的に史料を分類してはならない。とくに今日の問題として行政機関の業務例で説明すれば、地域住民の多面的な要求によって業務も多様化されてきている。それと比例して行政機関の生み出す記録も、多種・多量である。しかも作成したり、收受したりするのは公文書だけではなく、印刷・刊行物等の行政資料などと、地図や写真・ビデオテープ・マイクロフィルムなどもある。これら公共の情報資源である記録を、国や地方自治体がいかに評価・選別・引継・保管・保存するのかは重要な業務となりつつある。なぜなら、これらの記録は文化遺産（あるいは記録遺産ともいわれる）となりうる史料であるからである。

史料保存は、とくに原史料は、所蔵者が現地保存するのが原則であり、それぞれの所蔵者が、現状のまま保存されていくことが理想である。これは所蔵者の努力と善意に依

存するということである。しかし、現実問題として、焼却処分されたり、業者に大量に買い取られもしている個人所蔵史料も多い。所蔵者において保存することの不可能な状態が生じたなら、公的機関が、収集、保存、活用などの具体的な方策を講じる必要がある。なぜなら史料は貴重な地域の文化財であるからである。

文書館の役割・機能は古文書などの収集・整理・保存、そして利用ということが主たる目的であると理解されているが、しかし、文書館は、そのような役割・機能とともに、むしろ文書記録のライフ・サイクルにそった引継・移管、評価・選別、管理・保存であり、活用である。そして文書館は、文書記録の歴史的文化的価値にもとづく学術研究や社会教育上の機能と、文書記録の行政的経営的価値にもとづく行政経営サービス機能という二つの大きな役割を担っているのである。

五 行政記録と歴史資料（藤沢市文書館を例として）

藤沢市文書館を例として説明すると、藤沢市条例によって一九七四年七月一日に、歴史資料（知的文化的な記録遺産）と行政記録（公文書・行政資料等）を集大成する施設として設置されている。行政記録は行政事務を遂行する中で作成され、また受領された文書であって、行政における

証拠書類であり、それぞれの時代の、行政のあり方と推移を知る上での法務価値を持った歴史資料である。まさに行政記録は、社会体制と政治制度等々の変革の有力な代弁者でもあるといつてよい。文書館の役割について太田富康は「文書館は、すでに歴史資料として評価の定まった過去の史料を収集するだけの機関ではない。今日生み出される記録が未来には歴史を伝える史料となる、という事実を踏まえ、それが史料となる以前から体系的に収集・保存する機関である。多分に偶然性を含め、結果的に残されたものを収集する機関ではない」と述べられている。

このように行政記録は歴史資料であるといつてみたところで、古い行政記録（明治・大正・昭和も戦前期頃までに作成された公文書）については理解されるのであるが、現在毎日の業務で作成されている文書が、歴史資料としての価値があるといつてもなかなか納得してもらえない。なぜなら、業務が終了してしまえば、文書も用済みという考え方が行政側に根強いものとしてあるからである。

それでは、行政側において行政記録の歴史的価値についての認識がなかなか得られない理由はなぜであろうか。それは、今までの行政記録は、文書作成から廃棄までの一貫した過程を、行政事務上の必要からのみとらえてきたというレコード・マネジメントのあり方に問題があるといつて

よい。行政記録は役所の占有物ではあっても、住民に公開するとか利用させるものではないという考え方が、根強く浸透していた。いや、現在でもこの考え方はかなり根強いものがあるように私には思われる。行政記録は、行政事務の過程で作成された公共財産であり、それは地域住民との共有財産であるという認識が欠如していたからである。

さらに公文書は、紙による媒体だけではなく、今日ではコンピュータによる情報システムの構築が盛んであるが、それに対応した処置も考慮しなければならぬことは当然である。

(注)

「歴史資料」とは、「歴史的価値」とは、という表現が頻繁に使われるが、この言葉のもつ意義を理解しておく必要がある。「広辞苑」によれば、歴史とは「人類社会の過去における変遷・興亡の記録。社会の変遷・興亡の次第。物事の現在に至る来歴」とあり、さらに歴史的とは「歴史に関するさま。歴史の立場によるさま。歴史にのせられるべきさま」とある。行政記録が歴史資料であり、歴史的価値があるというのは、の要件を備えているということが条件となる。

六 史料保存施設としての文書館

公文書は公共財産であるといってみても、行政上の必要か否かの判断のみで処分されてしまうことは、現用期間以降にその公文書を必要とする人々に、利用の機会が与えられないことになってしまう。しかも、この行政上の必要か否かの判断は、今日のように多様化する住民の要求と、激しく変化する政治社会にあつて、それに対応しうる行政記録に保存年限を決めてしまうのには、かなりの無理が生じてくる。将来の行政的利用のためにも、今までの行政的な判断とは別の観点から行政記録の保存を考える必要がある。そのためには、客観的な行政的価値と歴史的価値判断がどうしても必要であり、そのための基準をどのように作成するか、またそのための専門職の養成など問題は多いが、それ等を克服するのはさほど大きな課題ではない。むしろ最も重要なことは、史料保存のための施設が設置されている全国各地方自治体が少ないということである。太田は「文書館は、設置主体の組織が自ら生み出す文書等の記録を史料として後世に伝えていくことを基本としている」と主張している。この設置についての責務は地方自治体だけのことではなく、「企業・学校・各種団体等においても同様であり、それぞれが自らの文書館を持ち、自らの記録・史料を保存し、公開していくことが文書館というシステムの究極

的なもの」であるという。地方自治体の場合には、都道府県の文書館も市町村の文書館も基本的にはその業務内容において、とくに変ることはない。

七 記録史料保存の原則

藤沢市文書館では、行政記録（公文書）を現用文書の段階から集中管理している施設として知られる。これは文書のライフサイクルに応じた一貫した保存管理システムを採り得る等の点において、多くのメリットをもっているといつてよい。

行政記録（公文書）は、行政の必要に応じて作成される文書であり、作成された記録は多岐におよんでいる。その中から文書館がなにを、どのような理由で保存するのかが重大なことであり、文書館の性格を規制しかねない。行政側が必要として作成した記録である以上、すべての文書は保存されなければならないということは理解できても、歴大に作成される文書をどのように整理し保存するのかを考えた場合に、問題はそう単純ではない。行政の仕事は、文書にはじまって文書に終わる、といわれているように、文書の重要性については理解できても、同時に文書の量を目の前にした時には、文書の廃棄ということが当然のこととして考えられるのである。この矛盾を解決するためにはど

うしても文書保存のための選定基準は、行政上または文書の管理運営上必要になってくる。そのため、文書管理者は、レコード・センターの管理運営について、どのように記録を保管するのかを綿密に設定することが要求される。

さて公文書保存については、評価と選定が求められ、そのためには長期的な視点から慎重に行われるべきであり、評価と選定の基準も時代の状況を鑑みて見直しは必要である。そのことを実現させるためには相応の施設、すなわち「中間庫」の設置が必要である。なぜなら、文書は時の経過によって歴史資料としての判断がつけ易くなるものである。時には残す価値のないものと思われていた文書が、時間の経過で値打ちを出してくるものもあるからである。つぎに個人や法人団体等が所有している記録・史料の収集については、寄贈・寄託とマイクロフィルム撮影により行っている。寄贈か寄託かは所蔵者の意志に任せるしかない。

八 受入基準の原則

それでは、史料保存施設が、特に保存する必要があると認めた文書とは、どのような文書をいうのか。東京都公文書館の事例を水口政次は次のように説明している。「まず、文書には、作成時に保存年限が決定される。規程では、一

年、三年、五年、一〇年、長期保存の五種類ある。保存年限の決め方は、法令等の定め、文書の効力、重要度、資料価値等を考慮することになっている。さらに通達で次のように規定されている。文書の保存年限は、単に行政運営上の必要性だけでなく、都民の立場からみた利用価値、文化遺産としての保存の必要性等についても十分考慮して定めなければならないものである」と。このようにして受け入れられた行政文書は整理されて公開されなければならないのは東京都公文書館も他の文書館の場合も同様である。そのため目録の作成が必要となる。

現用文書から半現用文書と非現用文書からの歴史資料の評価、選別については「受入収集基準」を設けこれに従って業務を遂行しているのが一般的である。しかし、時間と場所（中間庫がない）と人員の乏しいなかで行わざるを得ないのが現状である。本来的には、歴史資料の評価と選別にあたっては時代と共に多様化する利用を考慮において多角的、長期的な視点から慎重に行われるべきであり、評価選別の基準も時代状況を鑑みての見直しが必要となる。

九 行政資料の保存

行政記録（公文書・行政資料）としてとくに公文書を例に説明してきたが行政資料についても若干の説明が必要で

あろう。地方自治体における行政資料とは、地方公共団体の地方行政機関で作成された資料、政府刊行物中の当該地域の行政に関する資料、および住民の地方行政に関する資料等の総称であつて、これを狭義に解するならば、地方行政資料とは地方公共団体の行政に関する資料であるといつてよいであろう。地方行政資料は、文書館的観点からすれば、その質と量とにおいて当該地域に関する基本的な資料として位置付けられなければならない。次に地方行政資料の作成目的について考えてみることにする。

ア 地方公共団体の場合

- 一 地方公共団体内部の職務上の参考資料として
- 二 行政上の参考資料として
- 三 地方行政の将来計画として
- 四 政府機関に対する報告として
- 五 住民への周知のため
- 六 後世へ記録として残すため
- 七 担当業務の学術的調査、研究の成果として

イ 住民の地方行政への関与

- 一 住民の権利の行使についての資料
- 二 請願書・要望書等
- 三 市政に対する批判書・意見書等

このような目的から作成される行政資料にはどのような

ものがあるのかは、自治体行政の基本原則と地方公共団体の組織規則を見れば、行政資料の種類と範囲については理解できるのではないだろうか。

一〇 教育アーカイブズとは

わが国の教育が寺子屋から近代的なものに羽化していく契機となったのは、やはり明治五年八月三日「学制」が發布されたことによる。太政官布告第二一四号が前文として添えられており、これがのちに「被仰出書」と呼ばれることになる。「学制」発布の趣旨を伝えるための宣言であった。そこに書かれていたのは「学問は身を立るの財本」であるという考え方であり、「学制」を定めるにあたって、一般の人々「必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期」したいというのである。「学問は身を立るの財本」であるというのは、男女の差別なく教育を受けるべきだということであり、教育は国家のための学問ではなく、個人が自らのために受けることだから、学費は自ら負担して当然であると説得することによって、政府は学校制度の確立を財源の裏付けなしに行なおうとしたのである。そして地方官は管内のすべての住民にその趣旨の徹底を図り、文部省の規則に従って「学制」の実態にあたるべきであるとしたのである。

さて「学制」によって不学の人でなくなったということは、そこに学んだ一人一人のアイデンティティー表現の史料が残されているということの意味する。個としての家は時代とともに変遷が多く個人史料の保存には適しない。だが学校は実に多くの史料を保存してきたし、現在も多くの教育行政史料と個人史料を保存している。神奈川県下各小学校において備え付けなければならない帳簿が規定されたのは、明治三十二年八月十五日付で神奈川県知事浅田徳則によって「小学校設備規則」が改正されたことによる。その内容は「第十六条 小学校ニハ左ノ表簿ヲ備フヘシ」とあって、「一 小学校ニ関係アル法令及往復書類 二 職員名簿及履歴書 三 生徒学籍簿 四 職員出勤簿、生徒出席簿 五 教授細目、教授週録、日課表、時間表、日誌 教授訓練及衛生上ニ関スル表簿 六 試験ノ問題及成績 七 図書及校具簿 八 学校沿革誌」となっている。大正十五年（一九二六）八月十三日の改正ではその第十八条に明治三十四年二月十三日「小学校令及小学校令施行規則ニ関スル規程」の「第四十条」が、ほぼそのまま「一 往復書類 二 職員名簿及履歴書 三 生徒学籍簿 四 職員出勤簿、生徒出席簿 五 教授細目、教案、教授時間割、学校一覽表、日誌、教授訓練及衛生上ニ関スル表簿 六 図書及校具簿 七 学校沿革誌 八 其ノ他必要ノ書類」

と踏襲されている。

そして昭和十七年（一九四二）二月十七日に「小学校令及小学校令施行規則に関する規程」の改定が「国民学校令施行細則」と改められた時点でも、第十八条に「国民学校ニハ左ノ表簿ヲ備フベシ」として以下の十五号、「一 関係法令及例規綴 二 学校沿革誌 三 学校一覽表 四 学籍簿 五 職員履歴書綴 六 修了証書授与台帳 七 備品台帳 八 身体検査票及身体検査統計表 九 児童出席簿及職員出勤簿 十 課程表及 授業細目 十一 学校日誌及当直日誌 十二 職員会記録 十三 公文書綴 十四 俸給支払ニ関スル書類綴 十五 其ノ他必要ナル表簿」が規定されている。しかも「前項第一号乃至第七号ノ表簿ハ永久ニ其ノ他ノ表簿ハ軽重ニ從ヒ適宜之ヲ保存スベシ」とある。つまり前項の第一号から第七号の表簿は永久文書であると規程しているのである。

さらに学校教育法（昭和二十二年三月三十一日）及び学校教育法施行規則（昭和二十二年五月二十三日）が制定された。そして、学校教育法施行規則の第十五条には「学校において備えなければならない表簿は、概ね次の通りとする」とあって、「一 学校に關係のある法令 二 学則・日課表、教科用図書配当表、学校医視察簿及び学校日誌 三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の

教科又は科目及び時間表 四 指導要録、出席簿及び身体検査に関する表簿 五 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿 六 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録 七 往復文書処理簿」となっている。さらに保管期限について「前項の表簿中、指導要録又はその抄本は十年以上、その他の表簿は五年以上、これを保存しなければならない」と規定されている。つまりそれぞれ保存年限が決められたのである。保存年限が決められているということは、その期限が来れば自動的に廃棄処分されてしまうということを意味している。さらに驚くことには、その経緯については省略するが、それまで永久保存文書であった学校沿革誌が完全にその姿を消したことである。

さて学校は個人にとっても貴重な史料の宝庫であると述べた。それは記録文書は歴史の証言であり、記録された過去の情報資源は「歴史的情報資源」とも定義されているが、この歴史的情報を研究者のみではなく、広く個人である市民の利用に供し、社会・文化の発展に役立てることが求められるにも関わらず、学校の現場から史料が消えていったのは『学校教育法施行規則』によるものである。そのため個人が自己のアイデンティティー表現の史料を求める場がなくなつたのである。記憶喪失者として生きて行かねば

ならなくなつたのである。

しかし、学校によって史料を保存していた例を紹介しておこう。それは東京都文京区立の誠之小学校の『誠之史料館』である。この誠之史料館の史料を実際に整理された東京大学教育史研究室の戸澤潤氏（現・群馬大学教授）は、「周年記念事業で編纂される小学校史は、通常、永年保存文書に指定されている各校の『学校沿革誌』を主要資料として執筆される。東京では、一八九〇年ごろから各校が『学校沿革誌』を常備することが義務付けられ、創立初期からの出来事が詳細に整理記録され、以来今日まで毎年書き足されている。日本全国大体同様であろう。多くの場合、編纂にあたっては、それを日本全国の教育の展開に結びつける作業が行なわれる。しかし、誠之小学校の場合は、校内に多くの文書が残されていたことから、『学校沿革誌』の叙述の背景を探りながら、その正確さ、妥当性を吟味し、一方で東京都公文書館の所蔵史料を利用することによって、国のレベルで決定された意思が、どのように地方行政を通じて現場で実現されたかをたどることができた。」と述べられている。

この所澤氏の指摘にあるように、『学校沿革誌』だけではなく、「校内に多くの文書が残されていたこと」によっての学校史の記述は、望ましい姿勢であり羨望の一言に尽

きる。だが羨望だけでは問題の解決にはならない。「開校以来の多くの資料が、明治・大正・昭和と伝えられたのは、単に保存・整理が良かったからというだけではない。何よりもその史料性の質の高さであり、精魂こめた記録のすばらしさであった。教育に情熱を燃やし、日々の実践を克明に記録し、書類を整理し、これを末永く伝えようとした教職員の誠之の教育への誇りと愛情が、このようにすばらしい資料を生み出したといつてよい。（中略）まさに、明治・大正・昭和にわたる時代の変遷と学校教育の推移が誠之史料館に凝縮されている感さえする」とある。

神奈川県内でも座間市立栗原小学校に、史料室「ハタグモ」がある。明治・大正・昭和初期の教科書の他、郡視学巡視口演控・沿革誌・校印・校旗・郷土誌・日誌類・文書發送簿・職員会議録・尋常科考査問題・高座郡巡回文庫規程図書目録等が五三〇点も保存されているのである。これらのことは、自らの行為の産物である記録を残すことは、将来に対する責任の自覚を伴うということを示しているといふべきであろう。ですから、自らの行為が正しかったか否かを将来の人が判断する根拠としての記録を残すことになるのである。

一一 市域小学校の史料保存の現状

教育史編さん事業が開始されたのは、藤沢市新総合計画第二次基本計画の一環として、一九八八年七月に着手され、同年十月に準備委員会が結成されて発足したのである。さらに一九九〇年度には、数名の専門委員が加わって編集委員会となり、事務局を置き、作業が稼働したわけであった。ここで編集作業の基本方針を三点に絞って決定された。それは第一に、藤沢市教育の各分野にわたる基本史料を悉皆調査によって発掘・収集・整理・保存すること。第二は、収集した史料のうち、教育史という史的観点から重要と考えられる史料を選んで、史料編として登載すること。そのうえで、これらの史料を基礎にして客観的な通史を叙述することである。

「さいわいというべきか、藤沢市内の学校、とくに藤沢・明治・御所見等の各小学校には『学校教育法施行細則』が出されたにも関わらず史料がよく保存されていたのである。そのため編さん室では史料の収集は予想を越えて入手することができた。これは調査に当たられた歴代の事務局の先生方の努力と熱意の賜でもある。しかも整理して、目録を作成してくださったことは、史料編を編集するうえでこの上ないご協力をいただいたのであり感謝の念でいっぱいである。しかし、嬉しい悲鳴というべきかさらに実際に教育現場に伺うと、まだまだ史料は発掘されるのである。それ

は学校には史料保存のための場所が確保されていないからである。しかも、私どもが主として調査させていただくのは、校長室の戸棚かその付属応接室、図書室等である。つまり表面的に整備されている部屋に保存されている場所なのである。ところが実際には職員室や体育準備室（体育器材保管所等）等、また空間のある場所であれば、いたる所に史料は保管されているのである。これが偽らざる現状である。しかし、このような場所にはなかなか案内いただけない、個人的には先生方から情報をいただいているのであるが。だから後日、また史料が発見されたという通知をうけて再度出向くということもしばしばであった。

以上の事柄は、何も学校側の責任ではなく、むしろそのような保存のための場所を学校内に設置されていないということが問題なのである。しかし、現状ではこの問題は解決されることはないであろう。そのためか、過去に保存されていた教育史料を保存期限を設けて廃棄処分に行っていることが多いのである。しかし学校教育法施行規則で規程されている文書は公文書なのである。つまり公文書館法でいう「公文書その他の記録」に該当するものなのである。ですから、現用文書としての価値がうしなわれた時点、つまり保存年限のきれた段階であらたな価値が生ずるのである。もちろんこれらの史料が全て保存されるものではないが。

アーキビストによって評価・選別されて必要な史料は保存されなければならないのである。

一二 今後の課題

教育史を編さんするということは、基本史料を悉皆調査によって発掘・収集・整理・保存することであり、収集した史料のうち、教育史という史的観点から重要と考えられる史料を選んで、史料編に登載すること。そのうえで、これらの史料を基礎にして客観的な通史を叙述することであると、私どもは確認して編さんに着手したことはすでに述べた通りである。そのなかで特に重視したのは「基本史料」を発掘・収集・整理・保存することであった。それは『藤沢市教育史編さん要綱』の「編さんの趣旨」で「3資料の保存と活用 システムを確立し、広く市民の教育に関する調査及び研究の機会を確保する必要がある」と明記されていること。さらに「編さんの方針」でも「3貴重な教育資料の収集、整理及び保存を図り、市民の利用に供する」とあることに共鳴したからに他ならない。

つまり藤沢市は私ども編さん委員会に対して、収集されて教育史料を市民の共有財産として保存し、その利用を保障しますということであったのである。これは昨今の生涯教育とも関連するものであり、そこにいち早く着目された市

当局の慧眼に脱帽するものである。確かに情報資源は、過去の歴史的情報資源の保存に限定するものではない。まさに現代は情報の時代と云われているが、教育現場においても同様である。その膨大な情報を適切に管理し、その中から明日へのメッセージとなる記録を選び出し、残していくということとは、私たちに課せられた大きな課題でもある。五〇年前、一〇〇年前の記録が今日まで保存され、利用に供されているということは、歴史の貴重な史料になっているということである。本市の教育史に登載された史料はすべてそのような先人の努力によるものなのである。その意味で自らの行為の記録である文書を保存することは、将来に対する責任の自覚を伴うものであり、文書には作成された時代に生きた人々の様々な姿が記録されており、文書本来がもつ自分の意志を相手に伝えるという使命を終えたのちも、歴史的情報資源として多くのことを伝えてくれるのである。現代の情報記録は、明日の時代には人類共有の文化遺産や情報資源になっていく。これをただ捨てるに任せていたのでは、今日の歴史を、教育を未来に伝えることはできない。この課題は我々の世代に課された歴史的責務であると認識すべきであろう。

そのためには、各学校にアーカイブズを設置すべきであるが、それは現実の問題としては実現不可能である。といっ

て、今までのままでは決して問題の解決にはならないのも事実である。そこで提案いたしたい。最善の方法は、「藤沢市教育アーカイブズ」を設置することである。すでに現在、教育文化センター内に教育史編さん室があり、編さん室で収集され、整理され、保存されているのである。この部屋を「藤沢市教育アーカイブズ」と位置付けることである。特別の費用を必要とほしくない。位置付けるといふことは、教育史を編さん事業を行なった行政側として、刊行された教育史に対して責任を持つということである。現に収集された史料の何パーセントが史料編に搭載されているのか。搭載されなかった史料はその利用を待ち望んでいるのである。いずれも一級史料なのであるから。

当然近い将来に、いや来年度かも知れないが教育史の通史編や写真集、また学年別に応じたダイジスト版が編集刊行されるものと期待している。その際にこれらの史料は不可欠であります。個人のアイデンティティー表現の史料ともなると述べたが、生涯学習が盛んになれば当然これらの史料は不可欠である。

そしてこれもすでに述べたが、現在各学校で忘れ去られているというべきか、その価値を見いだしていただけない状態にある史料を学校から移管を受け、責任をもって保存していく施設として「藤沢市教育アーカイブズ」を位置付

けるべきではないか。当然のこととして、教育委員会の資料（公文書）もここに移管され保存されるべきである。

それは、人間は社会活動の中で生み出された様々な情報を、現実の役目が終了した後も「記録」として保存し、あらたな創造活動と社会の発展向上のために繰り返し利用してきた。この記録を体系的に保存し、効率的に活用するということは、「情報化社会」を迎えた今日、ますます重視されており、その役割を担う施設として大きく期待されているのが教育アーカイブズなのである。

最後に教育委員会の資料（公文書）もここに移管され保存されるべきであると述べたがその理由は、教育アーカイブズは地方自治体が、その活動の過程で作成又は取得した公文書、記録類のうちから、歴史的文化的価値が高いと認められるものを収集保存し、閲覧などを通じて広く市民の利用に供するとともに、これに関連する調査研究を行う施設であるということである。言い換えれば、教育アーカイブズは、行政の様々な施策、活動についての記録を、市民共有の歴史文化遺産として後世に伝えるという、行政の基本的責務を果たすための施設であり、また同時に、過去の公文書、記録類を、現在の行政運営に効率的に活用するための施設でもあるからなのである。

公文書等には、二つの価値があるといわれている。第一

は、行政上の価値である。いうまでもなく公文書等は、日常の行政活動を遂行する上において、今後の政策立案の基本資料として活用したり、事務上の参考資料や証拠資料として利用されるなど、行政の長期的な総合性・一貫性を確保し、効率的な行政運営を図るといふ行政上の価値を持つ資料である。また、市民にとつても必要な行政情報としての価値をもっている。第二の価値は歴史的・文化的な価値である。公文書等は、時代の経過に伴い行政活動の歴史を示す貴重な証拠書類であり、それぞれの時代の行政のあり方や当時の社会経済情勢などを知る上で第一級の歴史的文化的な価値を有するのである。

そのため、公文書等は、行政上の観点から重要であるというだけでなく、歴史を後世に伝承する歴史資料として理解すべきである。しかし、いま、生み出される新しい公文書等も全く同等の価値があるものであり、将来のために、行政的価値と歴史的文化的価値の両面から評価を行い、適切保存されなければならない。教育アーカイブズは設置した組織体にとつて、地域社会から遊離したものではない。

地域社会における教育アーカイブズの役割は、歴史的文化的価値のある公文書、教材等の記録類を永く保存し、記録遺産として後世に伝えることを目的として、また開かれた行政の実現のために、広く市民の利用に供すると共に、

その地域の学術文化及び行政の発展に寄与する文化施設でなければならぬ。これを公文書に限って述べるなら文書館の機能という面からみると、大きく分けて次の二つになるかと思う。学術文化的機能である。公文書等は、一定年限を経過すると、それぞれの時代を背景としたその地域の人々の生活や営みを反映する歴史的な資料としてまた、地域学習のための素材として提供され、地域の学術や文化などの発展に寄与することのできるものである。行政経営上の機能である。行政が過去の公文書等を執務上の参考または証拠資料として利用することにより、行政事務全般の一貫性や継続性を確保することができる。また、行政執行の正確性や効率性を図る上で必要であり、将来計画の策定などには不可欠な基礎資料を提供するものである。その意味で教育アーカイブズは地域社会の総合的な研究を行う機関として位置づけられなければならない。文書は時の経過によつて歴史文書としての判断がつけ易くなるものである。時には残す価値のないものと思われていた文書が、時間の経過で値打ちを出してくるものもある。

一三 むすび

レコード・センターとして地方自治体文書館の機能には、公共の情報資源である公文書と行政資料とがあり、それら

は国や地方自治体の記憶装置としての文書館に保管されていること、また保管されていなければならないことを述べた。しかし、近現代史料の管理・保存施設としての文書館には、レコード・センター・マネジメントとしての方法論が、まだ確立されていないのが現状で、今後の課題である。

近現代史料と公文書を含めて、文書は社会生活を営んでいく上で重要な役割を果たしている。文書は意思の伝達手段であり、権利証等法律上の権利義務のみならず、あらゆる経済活動、社会活動等で事実関係の存在を示したり、証明したりするのに使用されている。その典型的なのが近現代史料と公文書であり、さらに教育史料（これは公文書）である。それらの記録を保管・保存・公開する施設としての文書館こそ、行政における中枢的な位置付けがなされなければならないのではないだろうか。公開については、自治体史や史料集の編纂刊行等の修史事業は、適切な方法によってなされるなら記録や史料の保存にとっても有効である。すなわち埋もれた史料を発掘、収集するという点においてだけでなく、原史料の利用頻度を減らすことができるという点においてである。従って修史事業は、単発的な通史や一握りの史料の刊行に終わることなく、永続的に行われるべきであると主張したい。



高野修氏